

第4回坂井市産業フェア 出展要綱

1 出展者

- (1) 坂井市内の商工業者
- (2) 坂井市内の伝統産業及び地場産業者
- (3) 坂井市内や福井県内の豊かな食材を活用した伝承料理や創作料理、ならびに坂井市内の食文化の再発見につながるメニューを提供できる者
- (4) その他、本趣旨に賛同する者で主催者が認めた者
※ただし、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団およびその利益となる活動を行う者でないこと。

2 出展品

工業製品・伝統的工芸品・観光物産品および地域発展を進める文化・情報・技術等

3 内容

製品・商品・サービス・特産物の展示・販売、また、それらを利用したイベントおよび企業イメージのPR

4 小間の種類および出展料（消費税込み）

- (1) 館内展示・物販ブース
(間口 1.8m×奥行 1.8m×高さ 2.4m)・・・13,000円
(間口 2.7m×奥行 1.8m×高さ 2.4m)・・・18,000円
- (2) 館外飲食・物販ブース
(間口 2.7m×奥行 3.6m×軒下 2.0m)・・・15,000円
※1 館内展示・物販ブースは複数小間使用可
※2 小間のイメージは別紙1のとおり

5 売上げ負担金

飲食・物販で出展をされる場合には、出展期間中の売上総額に対し5%を乗じて得た額を負担金として納付をしていただきます。なお、売上高の確認については、自己申告とし、その額に基づきます。

6 出展料に含まれる設備

出展料は基本設備として1小間につき以下の設備が含まれます。

- (1) 40W蛍光灯1本（館内のみ）
- (2) 統一字体の社名板
- (3) 展示台1台、イス1脚
- (4) 500W（5A×100V）コンセント1個（館内のみ）
※出展者が独自に行うもの（事務局との協議を要する）についての費用は、各自の負担とします。

7 出展料に含まれない設備

以下の設備が必要な場合は別途(消費税込み)負担をお願いします。

(1) 机 (追加の場合)	1台:	450円
(2) イス (追加の場合)	1脚:	200円
(3) 500W (5A×100V) コンセント (追加の場合) . .	1個:	3,780円
(4) 2KW (20A×100V) コンセント	1個:	5,940円
(5) 3相200V5KW (25A×200V)	1個:	16,200円
(6) スポットライト	1基:	3,240円

8 出展申込方法

出展を希望される方は、別紙2の申込書に必要事項を記入の上、FAXまたは郵送にてお申込み下さい。(※展示内容等を審査のうえ、出展の可否について御連絡いたしますので、御了承願います。なお、出展物が本フェアの主旨にそぐわない場合は出展をお断りする場合があります。)

9 出展申込先

坂井市産業フェア実行委員会事務局 (坂井市商工会内)
〒919-0521 坂井市坂井町下新庄2-10-1
TEL66-3324 FAX67-7023

10 出展申込締切

平成30年2月28日(水)

※内容等を審査させていただき、出展の可否について御連絡いたしますので、御了承願います。

11 出展小間レイアウト

小間レイアウトにつきましては、①小間数、②出展品、③実演の有無、④水道設備使用の有無などを勘案したうえ主催者で決定し、出展者説明会(5月中旬予定)において発表いたします。

12 展示・即売上の注意

- (1) 原則として、説明員の配置をお願いします。(盗難防止等)
- (2) 製品・商品・特産品の販売は、出展者の責任において行ってください。
- (3) 製品・商品・特産品等、出展に関する備品等は、出展者の責任において保管してください。
- (4) 火気等を使用する出展者は、必ず消火器を用意してください。
- (5) 販売品については、必ず販売者名ならびに価格の表示を行ってください。
- (6) 飲食の提供については、特に取扱いに十分な注意をお願いします。
- (7) 製造年月日、賞味期限等の表示について必要な処置をとってください。
- (8) 館内では、火・煙の出る物の実演・販売は禁止とします。

13 飲食物販上の注意

- (1) 申込の中で販売物が重なる場合は、調整をお願いする場合がありますので、あらかじめ御了承ください。
- (2) 販売時には、衛生上等細心の注意をお願いします。
- (3) 保健所の許可が必要な場合は、調理師免許（写）を申込書に添付してください。保健所の許可ならびに指導に基づいた出展をしていただきます。

14 補償

出展者およびその代理人が他の小間、展示会運営設備または展示会場の設備および人身などに損害を与えた場合は、その補償は出展者の責任となります。

15 展示会の延期・中止

天災・人災などの災害や不可抗力により展示会開催が困難と判断された場合、主催者は展示会の延期・中止を決定します。中止の場合に生じた費用・損害などについては、主催者は責任を負いかねます。

16 出展物の搬入・搬出と撤去

展示物などの会場への搬入期間および会場での設営工事期間などの詳細は、出展者説明会（5月中旬予定）にて御案内します。

会期中は主催者の承認なしに展示物を搬入・搬出・撤去および移動することはできません。なお、搬入、搬出及び撤去の際に発生するゴミについては、自主回収・自主処分とします。

17 出展品の管理・保全

出展品の管理につきましては、天災地変等を含め出展者側で行ってください。ただし、閉館時間帯の管理・保全に関しましては、善良な管理者の注意をもって主催者が行います。会期終了後における出展品については、出展者の自主管理とします。

会期中に出展社が販売提供する商品・飲食物については、細心の注意をお願いするとともに、万一PL事故等が発生した場合は、責任をもって出展者において対応をお願いします。

18 ゴミ対策

フェア開催中の物販及び飲食物の提供に伴い発生するゴミについては、自主回収を原則とし、環境問題に最大限の配慮をしてください。なお、最終処分については、主催者にて行います。

19 展示会の運営

主催者は展示会の業務を円滑に実行するために、各種規定などの制定、修正を行います。また、この出展要綱に記載されていない事項について、新たに取り決め、各種の追加や変更を行うことができます。出展者が「出展要綱」ならびに「出展者マニユ

アル」上での規定などに違反した場合は、出展をお断りすることがあります。この場合、既に払い込まれた出展料などは返却いたしません。

20 出展要綱の承認

すべての出展者あるいは代理者は、本出展要綱および主催者が制定する各種規則を承認したものとみなします。

21 出展までのスケジュール

(1) 出展申込書

出展を希望される方は、本要綱をよくご覧いただき、申込締切日までに出展申込書を御提出ください。

(2) 出展料のお支払い

出展料のお支払いについては、後日、請求書を送付させていただきますので、指定する口座へ振り込み入金していただくか、坂井市産業フェア実行委員会事務局へ御持参ください。

(3) 出展者説明会の開催

出展者の皆様に、フェアの準備・運営に関するマニュアルなどをお配りし、搬入・装飾工事・運営ならびに搬出に関する説明を行います。なお、この出展者説明会につきましては、平成30年5月中旬に開催する予定をしております。

(4) キャンセル料

出展のキャンセル料につきましては、出展説明会后、開催1週間までは半額、その後については全額いただきます。

(5) 搬入・搬出

搬入日時	平成30年5月30日(水)	午前9時から午後6時(※館内のみ)
	平成30年5月31日(木)	午前9時から午後6時
	平成30年6月 1日(金)	午前8時から午前9時
搬出日時	平成30年6月 2日(土)	午後5時から午後9時(※館内のみ)
	平成30年6月 3日(日)	午後5時から午後9時(※屋外のみ)

【問い合わせ先】

坂井市産業フェア実行委員会事務局

(坂井市産業環境部観光産業課内)

〒919-0592 坂井市坂井町下新庄1-1

TEL50-3153 FAX68-0440

(坂井市商工会内)

〒919-0521 坂井市坂井町下新庄2-10-1

TEL66-3324 FAX67-7023